

特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令案要綱

第一 特許法等関係手数料令において、明細書からの請求の範囲の分離に係る規定の整備を行うこと。

第二 特許登録令において、特許請求の範囲を特許登録原簿の一部とみなすこと等を規定すること。

第三 実用新案登録令において、実用新案登録請求の範囲を実用新案登録原簿の一部とみなすことを規定すること。

第四 弁理士法施行令において、弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類に特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲を加えること。

第五 この政令の施行期日は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月一日）とすること。

政令第 号

特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特許法等関係手数料令の一部改正）

第一条 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第七号中欄及び同表第十五号中欄中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第二条第二項の表第五号中欄中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

（特許登録令の一部改正）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「当該明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、「明細書に記載された事項及び」

を「明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに」に改める。

第十六条第二号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

(実用新案登録令の一部改正)

第三条 実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「当該明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加え、「明細書に記載された事項及び」を「明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載された事項並びに」に改める。

(弁理士法施行令の一部改正)

第四条 弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

理由

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特許請求の範囲を特許登録原簿の一部とみなす等の必要があるからである。